

第10回

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会

令和5年11月9日（木） 14：00～15：30

札幌第一合同庁舎10階共用会議室1・2号

【 議 事 次 第 】

1 開 会

2 北海道労働局長挨拶

3 議 事

(1) 関係法令・制度の改正等について

○女性活躍推進法（女性の活躍に関する情報公表等）について

○育児・介護休業法（産後パパ育休制度等）について

○パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）について

○適用猶予業種等に関する時間外労働の上限規制の適用について

○「年収の壁・支援強化パッケージ」について

(2) 協議会活動事項に係る各構成員の取組について

(3) 北海道働き方改革推進支援センターの活動状況について

(4) 意見交換等

4 閉 会

令和5年11月9日(木) 14:00～
札幌第一合同庁舎10階共用会議室1・2号

	名称	役職	氏名	備考
1	北海道経済連合会	常務理事	百瀬 康弘	
2	一般社団法人 北海道商工会議所連合会			欠席
3	北海道商工会連合会	参与	横島 義人	
4	北海道中小企業団体中央会	事務局長	柄目 誠	
5	日本労働組合総連合会 北海道連合会	副事務局長	金子 ユリ	
6	株式会社北洋銀行	人事部副部長	大橋 和哉	出席者変更
7	株式会社北海道銀行	取締役執行役員 企画管理部門長	山崎 徹也	
8	一般社団法人 北海道信用金庫協会			欠席
9	北海道	経済部労働政策局長	鶴蒔 徹	
10	札幌市	経済観光局経営支援・ 雇用労働担当部長	庄中 将人	
11	経済産業省北海道経済産業局	産業人材室長	近江 栄治	
12	厚生労働省北海道労働局	局長	三富 則江	座長
13		総務部長	村上 竹弘	
14		雇用環境・均等部長	石山 玲子	
15		労働基準部長	高橋 靖	
16		職業安定部長	鷹合 一真	
17	北海道社会保険労務士会	専務理事	西端 慎吾	オブザーバー
18	北海道税理士会	業務対策部副部長	中島 拓也	オブザーバー
19	北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター	中野 貴英	オブザーバー
20	北海道産業保健総合支援 センター	副所長	青木 吉信	オブザーバー
21	北海道働き方改革推進支援 センター	センター長	本間 創	オブザーバー

第10回「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」座席表

令和5年11月9日(木) 14:00~15:30
札幌第一合同庁舎10階共用会議室1・2号

入口

受付	企画課長補佐		企画課長	
	労働基準部長	総務部長	三富北海道労働局長	雇用環境・均等部長
北海道				職業安定部長
札幌市				北海道よろず支援拠点
北海道経済産業局				北海道働き方改革推進支援センター
北海道経済連合会				北海道産業保健総合支援センター
北海道商工会議所連合会				北海道税理士会
北海道商工会連合会				北海道社会保険労務士会
北海道中小企業団体中央会	日本労働組合総連合会 北海道連合会	株式会社北洋銀行	株式会社北海道銀行	
記者・傍聴席		随行者 (北海道) (札幌市)	随行者 (北洋銀行) (北海道銀行)	

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図ることが必要である。また「働き方改革」は我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において着実に実施されることが必要である。

このため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を改組し、中小企業・小規模事業者におけるこれらの取組が円滑に進むよう、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づき、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、金融機関、地方公共団体、国の各員をもって構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

2. 推進協議会の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進協議会を招集する。
5. 座長は、必要に応じ協議会構成員に所属する実務担当者による会議を招集する。

(活動事項)

第3条 推進協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関すること
- (5) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること
- (6) その他の第1条の目的に資する事項

(事務局)

第4条 推進協議会の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

(その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則)

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

この規約は、平成28年 8月10日から施行する。

この規約は、平成29年11月 8日から施行する。

この規約は、平成30年10月11日から施行する。

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会構成員一覧

令和5年11月1日現在

(敬称略)

番号	名称	役職・氏名	備考
1	北海道	知事 鈴木 直道	
2	札幌市	市長 秋元 克広	
3	経済産業省北海道経済産業局	局長 岩永 正嗣	
4	行政 厚生労働省北海道労働局	局長 三富 則江	
5		総務部長 村上 竹弘	
6		雇用環境・均等部長 石山 玲子	
7		労働基準部長 高橋 靖	
8		職業安定部長 鷹合 一真	
5	北海道経済連合会	会長 藤井 裕	
6	使用者 一般社団法人北海道商工会議所連合会	会頭 岩田 圭剛	
7	団体 北海道商工会連合会	会長 宮崎 高志	
8	北海道中小企業団体中央会	会長 尾池 一仁	
9	労働 団体 日本労働組合総連合会北海道連合会	会長 須間 等	
10	金融 機関 株式会社北洋銀行	取締役頭取 安田 光春	
11	株式会社北海道銀行	頭取 兼間 祐二	
12	一般社団法人北海道信用金庫協会	会長 遠藤 修一	
13	北海道社会保険労務士会	会長 東海林 薫	
14	オ ブ ザ ー バ ー 北海道税理士会	会長 須藤 寿	
15	中小企業庁北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター 中野 貴英	
16	北海道働き方改革推進センター	センター長 本間 創	
17	独立行政法人労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター	所長 森 満	